【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成23年12月21日
【会社名】	東日本ハウス株式会社
【英訳名】	HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　成 田 和 幸
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市長田町２番20号 (注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	――――
【事務連絡者氏名】	――――
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋四丁目３番８　東日本飯田橋ビル
【電話番号】	(03)5215―9905
【事務連絡者氏名】	常務取締役　青 苅 雅 肥
【縦覧に供する場所】	東日本ハウス株式会社 札幌支店 (北海道札幌市西区二四軒三条四丁目１番８号) 東日本ハウス株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地９) 東日本ハウス株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地８) 東日本ハウス株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

1 【提出理由】

平成23年12月21日開催の当社取締役会において、当社は平成24年１月28日を効力発生日として、下記のとおり株式交換により連結子会社である株式会社銀河高原ビール（以下「銀河高原ビール」といいます。）を完全子会社とすることを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結することといたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（１）当該株式交換の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社銀河高原ビール
本店の所在地	岩手県和賀郡西和賀町沢内貝沢３地割647番地１
代表者の氏名	代表取締役社長 横川 一雄
資本金の額	50百万円（平成23年10月31日現在）
純資産の額	△144百万円（平成23年10月31日現在）
総資産の額	1,084百万円（平成23年10月31日現在）
事業の内容	ビールの製造販売

（注）資本金の額、純資産の額及び総資産の額については、定時株主総会（平成24年１月27日開催予定）の承認を受けておりません。

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成21年10月期	平成22年10月期	平成23年10月期
売上高	806	924	987
営業利益	△88	40	69
経常利益	△126	3	43
当期純利益	△134	0	41

（注 １）平成23年10月期の数値については、定時株主総会（平成24年１月27日開催予定）の承認を受けておりません。
（注 ２）平成22年10月期については、決算期を９月30日から10月31日へ変更したため、平成21年10月１日から平成22年10月31日までの13ヶ月決算となっております。

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
東日本ハウス株式会社	96.76%
中村 功	0.42%
株式会社ホテル東日本	0.37%
株式会社アマタケ	0.28%
株式会社みずほ銀行	0.14%
株式会社北日本銀行	0.14%
株式会社タカヤ	0.14%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	東日本ハウスは、銀河高原ビールの発行済株式総数の96.76%、総株主の議決権の96.76%に相当する数の株式を保有しております。
人的関係	東日本ハウスの取締役１名及び従業員１名が銀河高原ビールの監査役及び取締役に就任しております。
取引関係	銀河高原ビールは東日本ハウスへ販促用品等の納入及び担保提供の取引があります。また、東日本ハウスから資金貸付、債務保証の取引があります。

（２）当該株式交換の目的

銀河高原ビール（旧社名：東日本沢内総合開発株式会社。平成22年２月１日から現社名に変更）は、当社の連結子会社であり、ビールの製造販売事業を行っております。当社グループは、グループ事業の再構築として財務体質の改善による債務超過の早期解消及び信用力の向上による企業活動の拡充を目的に、平成20年９月12日付けで公表した「東日本沢内総合開発株式会社が行う第三者割当による新株式発行の引受け（子会社異動）に関するお知らせ」のとおり、当社を割当先とする第三者割当増資などを実施し、前期末時点では銀河高原ビールの当社の持株比率は96.76%となっております。

今回当社は、銀河高原ビールを当社の完全子会社とすることを決定しましたが、完全子会社化することにより当社グループの一体経営体制が明確になり、これにより当社グループの連結経営体制のより一層の強化を図ることができるとともに、経営資源の集中と組織運営の効率化によって、グループ運営全体の機動性を更に高めることを目的としております。

今回の組織再編によりグループ企業全体として企業価値を高めることで、両社の株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

（３）当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

①株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、銀河高原ビールを株式交換完全子会社とする株式交換です。平成23年12月21日に締結した株式交換契約に基づき、平成24年１月28日（予定）を効力発生日として本株式交換を実施します。当社は、本株式交換により、銀河高原ビール株式１株に対して、当社の普通株式６株を割当て交付しますが、交付する株式は当社が保有する自己株式（平成23年10月31日現在102,352株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第３項に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。なお、当社は種類株式を発行しておりますので会社法第322条第1項に基づき、平成24年１月26日に開催予定の種類株主総会の承認を受けたうえで本株式交換を行う予定です。また、銀河高原ビールについては、平成24年１月27日に開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで行う予定です。

②株式交換に係る割当ての内容

銀河高原ビール株式１株に対して、当社の普通株式６株を割当て交付します。ただし、当社が保有する銀河高原ビール株式68,700株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

③その他の株式交換契約の内容

当社が銀河高原ビールとの間で、平成23年12月21日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

東日本ハウス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社銀河高原ビール（以下「乙」という。）は、甲と乙との株式交換に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換する（以下「本株式交換」という。）。

第２条　（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（１）甲：株式交換完全親会社

商号：東日本ハウス株式会社

住所：岩手県盛岡市長田町２番２０号

（２）乙：株式交換完全子会社

商号：株式会社銀河高原ビール

住所：岩手県和賀郡西和賀町沢内貝沢第３地割６４７番地１

第３条　（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

１　甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、株式交換完全親会社を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に６を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

２　甲が前項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第４条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等については、会社計算規則に従い、甲が定める。

第５条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成２４年１月２８日とする。但し、本株式交換に係る手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第６条（株式交換承認総会）

乙は、前項の効力発生日までに株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を得るものとする。なお、甲は、前項の効力発生日までに種類株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第７条（剰余金の配当）

乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第８条（自己株式の消却）

乙は、乙が現に保有し、または効力発生日までに保有することとなる乙の自己株式の全部を、本株式交換の効力発生時までに乙の取締役会決議に基づいて消却するものとする。

第９条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

（１）第６条に定める株主総会または種類株主総会の承認が得られない場合

（２）効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを解決することとする。

本契約締結の証をして、本書２通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成23年12月21日

岩手県盛岡市長田町２番20号
東日本ハウス株式会社
代表取締役社長 成田 和幸 （印）

岩手県和賀郡西和賀町沢内
貝沢第３地割647番地１
株式会社銀河高原ビール
代表取締役社長 横川 一雄 （印）

（４）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換における交換比率の算定にあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び銀河高原ビールが利害関係を有しない第三者機関として株式会社トラスト・サポート総合会計に算定を依頼しました。

第三者機関は、当社の株式価値については市場株価法（平成23年12月20日を評価基準日として、株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における評価基準日以前の１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の出来高加重平均株価を採用）により算定しています。また、銀河高原ビールの株式価値については、銀河高原ビールが非上場であることからＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）及び純資産法により株式価値の算定を行っております。

上記に基づき株式会社トラスト・サポート総合会計が算定した銀河高原ビールの普通株式１株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の評価レンジ
５．６１６～６．５９０

当社及び銀河高原ビールは、上記の算定結果に基づき、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議した結果、上記のとおり株式交換比率を決定いたしました。なお、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議のうえ変更することがあります。

②算定機関との関係

株式会社トラスト・サポート総合会計は、当社及び銀河高原ビールとは独立した算定機関であり、当社または銀河高原ビールの関連当事者には該当せず、重要な利害関係はございません。

（５）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東日本ハウス株式会社
本店の所在地	岩手県盛岡市長田町２番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 成田 和幸
資本金の額	3,873百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	住宅の請負・建築及び宅地の造成・販売事業

以 上